

## 6. 【雇用調整助成金助成額算定書記載例】① ((1) ~ (6) 欄)

次の(1)(2)のいずれかの方法で算出してください。(様式上では、選択できます)

(1) 「労働保険料確定申告書」を使用する場合  
 ① 直近の「労働保険料確定申告書(※)」の確定保険料算定内訳欄(雇用保険分)ハ「雇用保険法適用者分」に記載している賃金総額を記入してください。  
 (※ 事務組合に委託している場合は、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」から記入してください。)  
 ② 事業所の前年度における各月の月末の被保険者数を平均して算定してください。

(2) 「所得税徴収高計算書」を使用する場合  
 判定基礎期間の初日が属する年度又は前年度の任意の月に提出した給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書に記載された俸給給料等(01)欄の「支給額」を賃金総額として、同欄の「人員」を当該1か月平均被保険者数として記入してください。

(4) 欄の平均賃金額に休業等協定書において定めた手当等の支払い率を乗じて求めた額を記入します。  
 基本給とその他手当との支払い率が異なる場合は、低い方の支払い率を使って算定してください。

**本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。  
 (青色のセルは自動計算されます。)**

※ この様式による申請が2回目以降である場合、(1)~(4)までは省略して差し支えありません。  
 各欄の端数については(4)及び(6)~(8)は切り上げ、(2)、(3)欄は小数点以下を切り捨ててください。

様式特第8号助成額算定書(新型コロナウイルス感染症関係)

### 雇用調整助成金助成額算定書

(事業所名)	〇〇興業株式会社		(事業所番号)	1234-567890-1	
(1) 賃金総額 利用した書類を選択してください。	13,500,000 円				
( ) a. 労働保険料確定保険料申告書					
(2) 前年度1年間の1箇月平均の雇用保険被保険者数	5 人				
(3) 年間の所定労働日数	259 日				
(4) 平均賃金額 [(1)/((2)×(3))]	10,425 円				
	全日	休業	短時間	教育訓練	
(5) 休業手当等の支払い率 <small>※就業規則、休業等協定によって定められた、休業手当の支払い率又は教育訓練中の賃金の支払い率。</small>	85%	85%	85%	100%	
(6) 基準賃金額 [(4)×(5)]	8,862 円	8,862 円	8,862 円	10,425 円	

雇用保険の適用事業所番号を記載してください。

次の(1)(2)のいずれかの方法で算出してください。

● 労働者毎に休業手当等の支払い率が異なる場合  
 適用される労働者の数が最も多い支払い率としてください。  
 もしくは、各支払い率の単純平均または各支払い率が適用される労働者数により加重平均をした支払い率でも可です。

(例)  
 休業手当支払い率60%の従業員 5人  
 休業手当支払い率80%の従業員 2人  
 休業手当支払い率100%の従業員 3人

(最も多い支払い率)  
 60(%)  
 (単純平均)  
 $(60+80+100) \div 3 = 80(\%)$   
 (加重平均)  
 $(5人 \times 60) + (2人 \times 80) + (3人 \times 100) = 76(\%)$   
 10人

なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

(1) 休業等を実施する前の任意の1か月(2月を除く)の所定労働日数に12を乗じた日数

(2)  
 ● 事業所内の大多数の従業員の所定労働日数が同じ場合  
 ・ 祝日を含む週休2日制の場合 …… 年間240日  
 ・ 祝日を含まない週休2日制の場合 …… 年間261日

または、  
 ● 部署や勤務形態毎に当該所定労働日数が異なる場合  
 その部署等に従事する年度末の労働者数等(※)により加重平均をした全労働者の平均年間所定労働日数を記入してください。

(例)  
 A部署 従業員 2人……所定労働日数252日  
 B部署 従業員 3人……所定労働日数264日  
 $(2人 \times 252日) + (3人 \times 264日) = 259日$   
 5人

ただし、休業等協定による休業手当等の算定に当たって、賃金の日割り計算において、所定労働日数によらず、所定労働日数より大きな任意の日数や暦日数を用いる場合は、365日と記入してください。

なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨ててください。  
 ※ (3)の分母は、年度末の人数で計算するため、(2)と(3)の分母の人数は、一致しない場合があります。

**裏面がありますので、必ず助成額算定書の裏面を読んだ上で申請してください。**